○八幡市附属機関の設置に関する条例

昭和44年10月１日条例第16号

改正

昭和45年12月18日条例第22号

昭和46年３月31日条例第３号

昭和47年３月13日条例第４号

昭和47年８月５日条例第21号

昭和49年４月１日条例第10号

昭和51年４月１日条例第８号

昭和51年10月15日条例第20号

昭和52年10月26日条例第39号

昭和54年３月28日条例第11号

昭和56年12月25日条例第32号

昭和58年３月31日条例第15号

昭和58年10月４日条例第35号

昭和60年３月30日条例第22号

昭和61年12月26日条例第29号

平成元年10月２日条例第20号

平成３年３月28日条例第１号

平成５年７月１日条例第22号

平成６年３月31日条例第１号

平成６年７月１日条例第10号

平成９年３月31日条例第11号

平成10年１月26日条例第３号

平成11年３月31日条例第２号

平成12年３月31日条例第１号

平成12年６月30日条例第24号

平成13年１月６日条例第１号

平成14年３月29日条例第13号

平成14年９月30日条例第30号

平成17年３月31日条例第５号

平成18年３月31日条例第15号

平成18年12月26日条例第36号

平成20年９月26日条例第19号

平成21年12月28日条例第31号

平成23年３月28日条例第10号

平成24年３月29日条例第８号

平成24年12月27日条例第28号

平成25年３月28日条例第８号

平成27年３月27日条例第20号

平成28年３月30日条例第５号

平成28年６月30日条例第21号

平成30年３月27日条例第17号

令和元年９月26日条例第12号

令和５年３月29日条例第２号

令和５年３月29日条例第12号

令和６年３月28日条例第11号

八幡市附属機関の設置に関する条例

（目的）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項及び第202条の３第１項に規定する附属機関については、法律または他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第２条　市に別表のとおり附属機関を置く。

（委任）

第３条　前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年12月18日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和46年３月31日条例第３号）

この条例は、昭和46年４月１日から施行する。

附　則（昭和47年３月13日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和47年８月５日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年４月１日条例第10号）

この条例は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則（昭和51年４月１日条例第８号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和51年４月１日から施行する。

（八幡町営小集落改良住宅使用管理条例の一部改正）

2　八幡町営小集落改良住宅使用管理条例（昭和47年八幡町条例第20号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（昭和51年10月15日条例第20号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年10月26日条例第39号）

この条例は、昭和52年11月１日から施行する。

附　則（昭和54年３月28日条例第11号）

この条例は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年12月25日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和58年３月31日条例第15号）

この条例は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年10月４日条例第35号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、昭和58年４月１日から適用する。

附　則（昭和60年３月30日条例第22号）

この条例は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年12月26日条例第29号抄）

（施行期日）

1　この条例は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（平成元年10月２日条例第20号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成元年12月４日から施行する。

附　則（平成３年３月28日条例第１号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成５年７月１日条例第22号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、平成５年10月診療分から適用する。

附　則（平成６年３月31日条例第１号）

この条例は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年７月１日条例第10号）

この条例は、平成６年８月１日から施行する。

附　則（平成９年３月31日条例第11号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成10年１月26日条例第３号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成11年３月31日条例第２号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附　則（平成12年３月31日条例第１号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年６月30日条例第24号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（後略）（平成12年10月規則第53号で、八幡市個人情報保護審議会の項の改正に関する部分は、同12年11月１日から施行。平成13年４月規則第17号で、八幡市個人情報保護審議会の項の改正に関する部分を除く部分は、同13年６月１日から施行）

附　則（平成13年１月６日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年３月29日条例第13号）

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成14年９月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年３月31日条例第５号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現に貸付金の償還を終えていない者の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月31日条例第15号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年12月26日条例第36号）

（施行期日）

1　この条例中第５条の規定は公布の日から、第８条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４の改正規定の施行の日から、その他の規定は平成19年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日において現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するもの

とする。

３　前項の場合において、この条例による改正前の各条例中収入役に係る規定は、なおその効力を有する。

４　改正法附則第２条の規定により同法の施行の際現に助役であって同法による改正後の地方自治法第162条の規定により副市長として選任されたものとみなされた者については、助役の在職期間と副市長の在職期間とを通算するものとする。

附　則（平成20年９月26日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の八幡市附属機関の設置に関する条例の規定（中略）は、平成20年９月１日から適用する。

附　則（平成21年12月28日条例第31号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月28日条例第10号）

（施行期日）

１　この条例は、綴喜都市計画欽明台地区地区計画の変更の告示のあった日（平成23年８月８日）から施行する。

（八幡市特別工業地区建築制限条例の一部改正）

２　八幡市特別工業地区建築制限条例（昭和49年八幡市条例第９号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（八幡市地区計画区域建築物制限条例の一部改正）

３　八幡市地区計画区域建築物制限条例（平成４年八幡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成24年３月29日条例第８号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年12月27日条例第28号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第109条の改正規定の施行の日（平成25年３月１日）から施行する。

（後略）

附　則（平成25年３月28日条例第８号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月27日条例第20号）

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月30日条例第５号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成28年６月30日条例第21号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月27日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年９月26日条例第12号抄）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び附則第３項の規定は令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月29日条例第２号抄）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月29日条例第12号抄）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月28日条例第11号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
市長	八幡市特別職報酬等審議会	市議会議員の議員報酬若しくは政務活動費、市長、副市長及び教育長の給与又は非常勤の特別職の職

		員の報酬に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に答申する事務
	八幡市総合計画審議会	総合計画のうち基本構想又は基本計画に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に答申する事務
	八幡市町名地番住居表示審議会	町名地番及び住居表示に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行ない、市長に答申する事務
	八幡市環境審議会	環境の保全に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行ない、市長に答申する事務
	八幡市住宅審議会	市営住宅の入居者の選考に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に答申する事務
	八幡市賞慰金等審議会	賞慰金または殉職者特別賞慰金の授与に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行ない、市長に答申する事務
	八幡市同伴ホテル建築規制審議会	同伴ホテルの建築等の規制に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行ない、市長に答申する事務
	八幡市行財政検討審議会	行財政に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に答申する事務
	八幡市情報公開・個人情報保護審議会	情報公開又は個人情報保護（不服申立てに係るものを除く。）に関して、市長及び他の執行機関等の諮問に応じ必要な審議及び調査を行い、答申する事務
	八幡市みどりの審議会	緑の自然環境の保護と育成に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に答申する事務
	八幡市行政不服審査会	不服申立てに関して、市長及び他の執行機関の諮

		問に応じ必要な審査及び調査を行い、答申する事務並びに議会の求めに応じ意見を述べる事務（八幡市情報公開・個人情報保護審査会に係るものを除く。）
	八幡市情報公開・個人情報保護審査会	情報公開に係る不服申立てに関して、市長及び他の執行機関の諮問に応じ必要な審査及び調査を行い、答申する事務並びに議会の求めに応じ意見を述べる事務及び個人情報保護に係る不服申立てに関して、市長、他の執行機関等の諮問に応じ必要な審査及び調査を行い、答申する事務
	八幡市農業振興審議会	農業振興地域整備計画その他の農業の振興に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に答申する事務
	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援に関する施策に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に答申する事務
	八幡市災害弔慰金等支給審査委員会	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、市長に答申する事務
教育委員会	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援に関する施策に関して、教育委員会の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、教育委員会に答申する事務
	八幡市いじめ防止対策委員会	小学校及び中学校におけるいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見及び対処等に関して、教育委員会の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、教育委員会に答申する事務